

平成23年6月10日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う損傷現金の引換えに
関する取扱手続」の一部改正について

日本銀行では、引換えの適正な処理を確保する観点から、引換依頼人に対する本人確認や損傷経緯確認を実施することとしました。貴方におかれては、お手数をお掛けすることになりますが、ご協力の程よろしく申し上げます。

これに伴い、「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」の一部を別紙のとおり改正し、平成23年6月20日から実施することとしましたので通知します。

なお、改正後の「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」につきましては、上記実施日に、本ホームページに掲載します。

以 上

「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」中一部改正

- はじめにを横線のとおり改める。

はじめに

本取扱手続は、「日本銀行法」第 48 条および「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第 8 条に基づき日本銀行が行う損傷現金の引換えのうち、当座勘定取引先（以下「取引先」といいます）に対して行うものについて、事務上の留意事項を取り纏めたものです。

損傷現金の引換えについては、別途ガイドライン「日本銀行が行う損傷現金の引換えについて」を公表しているところですが、現金による当座勘定への入金を行うことができる取引先におかれては、同ガイドラインに関かかわらず、本取扱手続による取扱にご協力頂きますようお願いいたします。

なお、今後、本取扱手続の内容に変更がある場合には、その都度日本銀行から通知しますので、適宜補正のうえ利用してください。

- 本文 5.、6.および 8.を横線のとおり改める。

5. 損傷現金の持込時の整理等

(1) 略（不変）

(2) 破碎のおそれのある現金の取扱等

イ. 略（不変）

ロ. ~~このような現金を大量に持ち込む場合には、事前に連絡してください。~~

~~なお、~~このような現金は、取引先の顧客が取引先を経由させることなく直接日本銀行に持ち込むことを希望することも考えられますが、そうした顧客に対してはも、日本銀行に事前に連絡するよう伝達してください。

6. 引換手続

(1) 略 (不変)

(2) 損傷現金の引換依頼を行う取引先は、~~極力~~事前に引換依頼を行う旨を、「引換依頼書」(現金による引換代り金の支払を希望する場合には書式第2号-1、当座勘定への入金による引換代り金の支払を希望する場合には書式第2号-2)の表面をファクシミリ送信する等の方法により日本銀行にご連絡ください。

(3) 引換依頼を行う当日には、~~「引換依頼書」~~に必要事項を記入のうえ、損傷現金を添えて引換窓口に提出してください。

なお、損傷現金のうち、引換代り金の金額が不詳な現金については、必要に応じ、引換依頼に係る内訳情報が記入されており、日本銀行による引換結果に係る記入欄がある損傷現金添表を作成し、現金に添えて提出して頂いて差支えありません。

(4) 日本銀行は、来店した方の本人確認を行うほか、損傷現金の損傷経緯をお伺いすることがあります。

(5-4) 日本銀行は、引換依頼書および損傷現金を受領した後、取引先に対して番号札を交付します。

(6-5) 日本銀行は、4. の引換基準に基づき、引換依頼を受けた損傷現金の引換代り金の金額を決定します。

(7) 引換依頼を受けた損傷現金の中に真偽の判定が困難なものがあつた場合には、8. (2) から (4) までに準じて取り扱います。

(8-6) 引換代り金の支払は、支払方法の別に、以下のとおり行います。

イ. 現金により支払を受ける場合

① 引換代り金の現金による支払は、原則として午後1時以降所定の窓口にて行います。具体的な時間については、日本銀行の指示に従ってください。この際、日本銀行は、引換代り金を最少枚数で引換代り金をお支払いします。

② }
③ } 略 (不変)

ロ. 略 (不変)

8. 偽造または変造の疑いがあるものの取扱

~~(1)~~ 現金として偽造または変造されている疑いがあるものを日本銀行に鑑定依頼として持ち込む場合には、可能な限り入手経路を特定したうえで、以下により対応してください。なお、鑑定には相当の時間を要する可能性がありますので、ご注意ください。

~~(1)~~~~イ.~~ 極力、事前に鑑定依頼を行う旨を、「鑑定申込書」(書式第4号)をファクシミリ送信する等の方法により日本銀行にご連絡ください。

~~(2)~~~~ロ.~~ 持込日には、鑑定申込書を添えて所定の窓口に提出してください。なお、その際に入手経路等をお伺いすることがあります。

~~(3)~~~~ハ.~~ 真正な現金であると鑑定されたものについては、以下のとおり対応します。

~~イ.~~④ 損傷現金については、改めて損傷現金の引換えに関する手続に則り、引換依頼書を提出して頂いたうえで、引換えます。

~~ロ.~~② ~~イ.~~④以外の現金については、これをそのまま返却します。

~~(4)~~~~ニ.~~ 現金として偽造または変造されたものと鑑定されたものについては、返却しますので、所轄の警察署に届けてください。

~~(2)~~ 引換依頼を受けた損傷現金の中に真偽の判定が困難なものがあった場合には、~~(1)~~の~~ロ.~~から~~ニ.~~までに準じて取り扱います。

○ 書式第2号-1および書式第2号-2を次のとおり改める（全面改正）。

書式第2号-1

表面

現	引 換 依 頼 書	番号札 No
(日付).....		
表・裏の太線のわく内を記入して下さい。		
氏名		
依 頼 金 額		引 換 金 額
		全 額 半 額
銀行券	円	円
貨幣		小計
		小計
合 計		
引換代り金合計		円
内 訳	銀 行 券	
	支 払 元 貨 幣	
		引換予約 入力順番号
		引換依頼金 収納取扱者
		初 鑑 再 鑑
		出納印
----- 必要ある場合のみ記入して下さい。 -----		
○ 所用のため貴行の鑑査に立会うことができませんので、貴行において決定される引換金額については、異議を申しません。		印またはサイン
○ 依頼した現金に付着あるいは混じっている現金以外のものは、不要ですから貴行において処分して下さい。		印またはサイン

裏面

引 換 依 頼 書	
(基本事項)	
氏名 [表面に記入]	住所 (〒 -) (電話)
(損傷の種類) 該当を○で囲む。	破れ、切取り、シュレッダーによる裁断、焼け、縮れ、剥げ、 汚れ、変色、腐蝕、旧券、その他 ()
(損傷の経緯)	
確 認 結 果 等	
本人確認	書類 () 電話 不能 拒否
損傷経緯(補足)	
欠損部分	無 ・ 有 (行方:)
依頼現金の写真 (その他)	無 ・ 有 (数量: 枚)
(特記事項)	
確認者印	

表面

当	引 換 依 頼 書			番号札 No
(日付) _____				
表・裏の太線のわく内を記入して下さい。				
金融機関コード番号 (5桁)		金融機関名		
依 頼 金 額		引 換 金 額		
		全 額	半 額	
銀 行 券	円	円	円	
		小計	小計	
貨 幣				
		小計		
合 計				
引換代り金合計		円		
----- 必要ある場合のみ記入して下さい。 -----				
○ 所用のため貴行の鑑査に立会うことができませんので、貴行において決定される引換金額については、異議を申しません。				印またはサイン
○ 依頼した現金に付着あるいは混じっている現金以外のものは、不要ですから貴行において処分して下さい。				印またはサイン

裏面

引 換 依 頼 書	
(特記事項)	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">確認者印</div>	